

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程</p> <p>平成 16 年 4 月 7 日</p> <p>16 経教 規程第 71 号</p> <p>第 1 条 ～第 2 条 省略</p> <p>(審議機関)</p> <p>第 3 条</p> <p>一～六 省略</p> <p>七 部局教育規則については、組織運営規則第 2 2 条に定める部局 (<u>共生科学技術研究院を除く。</u>) に置かれる部局運営委員会を経て役員会</p> <p>八 省略</p> <p>第 4 条～第 7 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別紙様式 省略</p> <p>備考</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 規則等番号は、1 字目から書き出す。番号は第 1 号から始まり、暦年とし、</p>	<p>第 1 条～第 2 条 省略 (現行どおり)</p> <p>(審議機関)</p> <p>第 3 条</p> <p>一～六 省略 (現行どおり)</p> <p>七 部局教育規則については、組織運営規則第 2 2 条に定める部局 (<u>農学研究院及び工学研究院を除く。</u>) に置かれる部局運営委員会を経て役員会</p> <p>八 省略 (現行どおり)</p> <p>第 4 条～第 7 条 省略 (現行どおり)</p> <p>附 則 省略 (現行どおり)</p> <p>別紙様式 省略 (現行どおり)</p> <p>備考</p> <p>1～3 省略 (現行どおり)</p> <p>4 規則等番号は、1 字目から書き出す。番号は第 1 号から始まり、暦年とし、</p>	

<p>年毎に改める。部局等の規則等は、制定等年の次に、<u>共生科学技術研究院</u>：<u>「研」</u>、工学府及び工学部：「工」、農学府及び農学部：「農」、生物システム応用科学府：「生」、連合農学研究科：「連」、技術経営研究科：「技」、図書館：「図」、大学教育センター：「大」、産官学連携・知的財産センター：「知」、国際センター：「国」、保健管理センター：「保」、総合情報メディアセンター：「情」、学術研究支援総合センター：「術」、科学博物館：「博」、環境安全管理センター：「環」、放射線研究室：「放」など部局等の略称を付する。経営協議会又は教育研究評議会を経る規則等は、制定等年の次（部局等の規則にあつては、当該部局等略称の次）に、経営協議会を経る場合は「経」、教育研究評議会を経る場合は「教」、経営協議会と教育研究評議会の両方を経る場合は「経教」と付する。</p> <p>5～14 省略</p>	<p>年毎に改める。部局等の規則等は、制定等年の次に、<u>工学研究院</u>、<u>工学府</u>及び工学部：「工」、<u>農学研究院</u>、農学府及び農学部：「農」、生物システム応用科学府：「生」、連合農学研究科：「連」、技術経営研究科：「技」、図書館：「図」、大学教育センター：「大」、産官学連携・知的財産センター：「知」、国際センター：「国」、保健管理センター：「保」、総合情報メディアセンター：「情」、学術研究支援総合センター：「術」、科学博物館：「博」、環境安全管理センター：「環」、放射線研究室：「放」など部局等の略称を付する。経営協議会又は教育研究評議会を経る規則等は、制定等年の次（部局等の規則にあつては、当該部局等略称の次）に、経営協議会を経る場合は「経」、教育研究評議会を経る場合は「教」、経営協議会と教育研究評議会の両方を経る場合は「経教」と付する。</p> <p>5～14 省略（現行どおり）</p>	
--	--	--

附 則（22規程第14号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。